

時

政府の原発震災対応の時計は 停まっている

評



弁護士
青木正芳

コ ロナ禍の渦の中で、3月11日、東日本大震災から10年という節目の日を迎えた。

改めて、この災害の実態を見ると、地震とそれに基づく津波の災害と合わせて、もう一つ「原発震災」のそれとを分けての検討を必要としている。

この原発震災は、単なる原子力発電所事故ではなく、地震で原子力発電所が重大事故を起こし、大量の放射性物質が外部に放出され、通常の地震災害と大規模放射能災害が複合・増幅し合っただけで大きな被害をもたらしたものであるからである。

10年を迎えた日の報道では、「創造的復興」ということで、高い防潮堤が作られ、高台移転が進められ、津波対策のインフラ整備は間もなく終わり、地域コミュニケーションの課題が残されているとの指摘は見られたが、原発震災の報道はごく限られた形でしか見られなかった。

宮城県北部の気仙沼で放射性セシウム高濃度(980Bq/kg)のキノコが流通しているのが発覚した(昨年11月9日)とか、禿岳林道沿いで1990Bq/kgのキノコが採取された(昨年10月26日)とかの報道も単発に終わり、玉造の里山

では今でも山菜の採取が禁じられていることなどについては全く報道されない。

原発震災の緊急対策法として民主党政権の下で制定された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境への汚染への対処に関する特別措置法」により、従来の規制が大幅に緩和されたもの(例えば100Bq/kgが8000Bq/kg)などについて、この法律の附則では、政府はこの法律施行後3年を経過した場合、施行の状況について検討を加え(第5条)、放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等に関する規制の在り方について抜本の見直しを含め検討し(第6条)、原子力発電所において事故が発生した場合における当該事故に係る原子炉、使用済燃料等の規制の在り方について検討を行い(第7条)、これらの結果に基づき所要の措置を講じると定められている。

これらの点について、日本学術会議は、2014年9月19日、「高レベル放射性廃棄物問題への社会的対処のために」との報告書を原子力委員会に提出している。

この中では、重要な数々の課題が明確にされているが、例えば現在57の原子力発電所中24基が廃炉になっているが、30年40年かけて解体されても数万年隔離が必要な「核のごみ」について、後の世代に処理責任を無為に送るのではなく、当該世代で発生責任を明確にして対処すべ

きであるとか、保管についての地域間の公平化とか、科学的知見についての専門家の合意をまとめ、これに対する社会的信頼をいかに得るかなどについて、適確な提言をし、早急に社会的合意を図る努力をすべきであると課題と処理方を明らかにしている。

しかるに、政府のこの問題に関する「時計」は停まっているのか、全くその対応する姿が見えないのである。

かつて、原子力発電所をアメリカから輸入して設置すべきとの政府関係者からの要請に対して、原子力委員会の委員であった湯川秀樹先生は、「まず、自分たちで研究し、科学的知見を修得した上で取り組むべき事案」であるとして、慎重論を主張したが、これが拒まれ、やむなく委員を辞したと伝えられている。廃炉に関する科学的知見もこれからの研究に待つという状況が伝えられ、「安全神話の科学的知見」の信頼性を失った今、私たちは当該世代の責任を強く認識し、政府の停まっている「時計」を早急に進めるための努力をしなければと焦る気持ちを感じざるを得ないのである。

追記

前記日本学術会議の報告書の作成分科会の連携会員には、菅総理大臣により任命が拒否された小沢隆一慈恵医科大学教授が関与しています。

2021年4月3日記
(おおき まさよし)